

# 長浜市職員措置請求に係る監査結果

住民監査請求（地方自治法第242条）

令和元年10月11日

長浜市監査委員

## 第1 請求の概要

### 1. 請求人

住所 ■■

氏名 ■■

### 2. 請求の要旨（以下原文のまま掲載。）

#### 長浜市職員措置請求書

（請求の対象とする執行機関、職員）に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の要旨（次の事項を具体的に記載してください。）

(1) 誰が

(2) いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか。

(3) その「財務会計上の行為又は怠る事実」は、どのような理由で違法又は不当なのか。

(4) その結果、長浜市にどのような損害が生じているのか、又は生じることが予測されるのか。

(5) どのような措置を請求するのか。

(6) 財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過している場合、正当な理由は何か。

#### 2 請求者

住所 ■■

氏名（自署、押印） ■■ ⑩

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2019年8月14日

長浜市監査委員あて

## 請求の趣旨

(1)は長浜病院経営企画課用度の■■ ■■です

(2)6月26日と7月27に広告した寝具リネン類等賃貸借等業務にかかる一般競争入札の仕様書の作為的変更により、患者が寝具の清潔及び安全衛生に対応できる寝具が有るにも拘らず、病原菌に感染することを知りながら、危険な寝具リネン類の導入を強行しようとしています、

(3)、用度の■■ ■■両氏は、長浜病院の患者が利用する寝具 リネン類の選定及び決定に深く関わる職務に在りながら、感染の危険があるとの認識の下、敢えて危険な寝具を採用することを共謀したことは違法であり、不当な行為です。

(4)寝具の清潔及び安全衛生に対応できる寝具が有るにも拘らず、病原菌に感染することを知りながら、危険な寝具リネン類の導入を強行することで、長浜市の保険財政に大きな負担を与えようとしています。

(5)

先ず患者の信頼を裏切るようなことはやめて頂きたい。

①羽毛布団を指定なので、応札者には取り扱った実績を求める要件に、戻してください。

②サンプルを一週間患者に使用した後に、寝具 リネン類の抗菌持続力を検査して下さい。3日にする理由は無いと思います、実際は1週間だから実情に合わせて下さい。

③細菌の検査用具は、誰にでも目視で判定出来る、寒天培地によるパッチテストで行って下さい。(検査業者に依頼する理由はありません)

④検査項目は特定の細菌だけでなく、一般生菌を対象にして下さい、外来種の危険が増しています、国が指定しているものだけでは対応できなくなっています。

⑤検体検査を外部の業者に委託せず、院内で関係者立ち会いの下で行って下さい。

⑥リネン業者による、年に2回の自主検査と自主申告は不正を招きます、院内で職員立ち会いのもとで検査して下さい。

⑦契約内容に違反した場合は、契約解除などの罰則を設けて下さい。5年間もの長期に亘る契約期間中、罰則が無ければそれだけ長く患者は危険に晒される。

請求者 ■■

### 3 請求の受理

本件請求について、令和元年8月14日に請求書の提出があり同年9月5日、監査委員において地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め受理した。

## 第2 監査の実施

本件請求について、請求人の主張が違法もしくは不当な契約の締結に該当するか否かについて法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1. 監査対象部局 市立長浜病院事務局経営企画課用度グループ

### 2. 実施した監査の概要

請求人に対して、令和元年10月4日、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与え、同日、請求人ほか2人が出席し、陳述は本件措置請求書及び資料に従って行われた。なお、新たに彦根市立病院寝具の使用1週間後、一般生菌培養検査結果・2019年7月5日、羽毛布団、マットレス、枕カバー、シーツと表記の写真及び当該検査と思われる写真（A4カラーコピー）各1枚、令和元年8月8日付け済守病総第123号、見積書の提出について及び彦根市病院事業管理者あて参加票（様式）の写し各1枚が提出された。

### 3. 監査対象部局の調査・陳述

長浜市長に対し弁明書の提出を求め、令和元年10月4日、法第199条第8項の規定により市立長浜病院事務局経営企画課の関係職員から陳述聴取を行った。

## 第3 監査の結果

### 1. 事実の確認

#### ① 請求対象契約の特定について

本件住民監査請求の対象契約は、令和元年7月26日付け長浜市病院事業公告第4号「長浜市病院事業 寝具リネン類等賃貸借等業務」で、同年10月11日入札執行予定のものである。

#### ② 請求対象契約の仕様内容及びその決定方法等についての弁明

長浜市長の弁明書及び市立長浜病院経営企画課関係職員の陳述によれば、監査対象となっている寝具類等の規格・仕様について、前回（3年前）の寝具類賃貸借のプロポーザルのサンプリング結果は羽毛の評価が高かったが、洗濯コストが高額になることから綿布団になった経緯があり、今回コスト面で契約期間を延ば

すことで対応可能と決定し、平成30年9月11日付け長浜市病院事業公告第8号において「掛布団を水鳥羽毛ダウン50%、制菌加工」に変更し入札公告したが、より清潔で安全な品質のものを提案できるとの事業者からの申し出があり、その提案の信憑性等検証のため入札を中止した。その検証結果等に基づき、令和元年6月27日付け長浜市病院事業公告第2号により「寝具は全て抗菌又は制菌と同等の加工を施すこと」及び「掛布団の洗濯回数を月1回から週1回に増やすこと」を仕様を追加、変更し、入札参加の資格要件に「抗菌又は制菌と同等の加工を施した羽毛掛布団の納入実績」を追加し入札公告したが、入札参加者が1社であったことから、公告条件により中止した。そして、今回監査請求対象となった令和元年7月26日付け長浜市病院事業公告第4号においては、賃貸借寝具類の仕様の変更は行わず、入札参加の資格要件について、「抗菌又は制菌と同等の加工を施した羽毛掛布団」から「羽毛掛布団」へと実績要件を緩和し、入札公告したものである。寝具の基準としては、これまでから一貫して医療法、同法施行令及び同法施行規則等に基づく基準を満たすことを条件としており、さらに令和元年6月27日及び同年7月26日付け入札公告の仕様においては「抗菌又は制菌と同等の加工を施すこと」「シーツ類の週1回の洗濯だけでなく、掛布団においても週1回の洗濯を行うこと」としており、患者にとってより良い療養環境や寝具を提供できるように決定した。賃貸借の対象、納品すべき寝具類の仕様書については、経営企画課用度担当職員が医師、看護師等の意見を集約し原案を作成し、院内決裁を経て最終的に決定している。また、入札にあたっては、長浜市病院事業契約審査委員会規程に基づき、入札参加資格の確認の審査等を長浜市病院事業契約審査委員会で行い、院内決裁を経て入札公告しており、用度担当職員の独断で行っているものではないとのことである。

## 2. 監査委員の判断

### ① 住民監査請求制度の意義について

住民監査請求制度は、法第242条に規定されているもので、地方公共団体の職員による違法または不当な行為等により当該団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。同制度が地方公共団体の損失を防止し、またはその回復を図ろうとする趣旨から、単に違法、不当な行為に該当するだけでなく、地方公共団体に対してこれに伴う損害を与えていることが要件であると解されている。本件について、違法もしくは不当で長浜市に損害を与える契約の締結に該当するか否かについて判断する。

### ② 請求対象契約の仕様等決定方法及び寝具類の仕様について

請求人は、市立長浜病院事務局経営企画課用度担当職員が、一般競争入札の仕様書の作為的変更により、清潔及び安全衛生に対応できる寝具があるにもかかわらず、危険な寝具リネン類の導入を強行しようとしていると主張する。市立長浜病院事務局経営企画課から提出された証拠書類（決裁文書の写し）によれば、本件入札公告にあたっては、病院事業管理者の決裁（院長、副院長、事務局長の押印あり）により決定されており、また契約審査委員会の審査を経るなど長浜市病

院事業契約規程等に基づき適正な事務執行となっている。請求人は、危険な寝具類の導入を強行することで、長浜市の保険財政に大きな負担を与えとも指摘するが、本件入札公告に示された寝具類の仕様は、消毒や洗濯等の国の法令等に定める基準の順守に加え、抗菌又は制菌と同等の加工を施すことと掛布団の洗濯回数を月1回から週1回に変更することが加えてあり、現在、市立長浜病院及び湖北病院に納品（賃貸借）されている寝具類の仕様に比べて衛生面は強化されており、その主張には理由がないと判断する。

### ③ 抗菌又は制菌と同等の加工を施した羽毛掛布団の納入実績を入札参加要件とするなどの措置請求について

患者の療養環境に著しい影響を与える寝具類の提供について、入札参加要件に一定の実績を求めることは、病院事業者として必要なものとする。新規契約対象の寝具類については、上記のとおり現在賃貸借中のものに比べ、抗菌又は制菌と同等の加工を施すことと掛布団の洗濯回数を月1回から週1回に増やすこと、そして綿の掛布団を羽毛掛布団に変更することから、病院としては、令和元年6月27日付け公告第2号においては、「抗菌又は制菌と同等の加工を施した羽毛掛布団の納入実績」を求めたが、入札参加者が1社であったことから今回監査請求対象の令和元年7月26日公告第4号においては、「羽毛掛布団の納入実績」へと要件を緩和したものである。契約執行経過からすると、昨年9月の入札公告で掛布団を水鳥羽毛ダウン50%、制菌加工としていたが、事業者提案を受け本年6月の入札公告では抗菌又は制菌と同等の加工を施した羽毛掛布団となっており、当該規格が比較的新しいものとするならば、その納入実績を求め続けることには無理があり、平成30年度決算においても赤字計上した病院事業会計の現状から、より競争原理を働かせたいと参加要件を緩和したことは裁量の範囲であると判断する。仕様書（本年6月及び7月の入札公告で同一内容）にある拭き取り細菌検査の実施方法及び年2回以上受託者による寝具類の細菌検査の実施とその報告を求めることについても特に大きな瑕疵はなく、裁量の範囲であると判断する。請求人は、契約内容に違反した場合は、契約解除などの罰則を設けよとのことであるが、市立長浜病院事務局経営企画課職員の陳述によれば、抗菌又は制菌と同等の加工を施した寝具類であることとその品質については、証明書の提出により確認し、証明書の提出があるにもかかわらず抗菌又は制菌と同等の加工が施されていないと判断した場合は、契約解除等の措置を行い、契約書にも契約解除条項は設けるとのことである。

### 3. 結論

以上のことから、本件住民監査請求対象の契約について、請求人の主張には理由がなく却下する。

## 第4 監査を終えて

本件住民監査請求に対する判断については、上記のとおり却下することとなったが、今回の請求人は事業者でもあり、住民監査請求に至った経緯については、入札仕様書にある拭き取り細菌検査の実施目的に対する病院側との見解の相違や

質問事項に対する回答の分かりにくさや誤解がその要因ではないかと考えられる。本件入札公告の仕様書に対する質問回答書において、請求人は「寝具は全て抗菌又は制菌と同等の加工を施すことを納入実績要件から除くことはハードルを下げることになるので、それ以外の方法で入札参加者を増やすことができないのか」と質問する一方で、「過去の実績から抗菌又は制菌と同等の加工を施したことを除くことが参加者を増やす目的であれば、実際の納入寝具は全て抗菌又は制菌と同等の加工を施したものを納品いただきますと注釈を入れてください。そうしないと入札参加者が誤解します」との主張があり、納入実績に関する要件緩和に一定の理解を示されていることが見て取れる。また、一例として質問回答書にある「サンプルに持続的抗菌力があるかどうかをどのような方法で判定するのか」との問いに「寝具は全て抗菌又は制菌と同等の加工を施すこと。としていることから、今回の入札においては、持続的抗菌力の判定は実施しません」とあるが、今回の監査で弁明のあったように、例えば「寝具については抗菌又は制菌と同等の加工を施したものであることの証明書の提出を求めており、そのことで品質も確保されているものと判断します。」と回答するなどしたほうが分かりやすかったのではないかと思慮する。

入札及び契約事務は、公平かつ公正であることが重要であり、病院と業者との間において誤解や疑念を招くことのないよう、できるだけ分かりやすい説明にも努め、適正な契約事務の執行を求めるものである。